

○高知市ほたる条例施行規則

(昭和 61 年 4 月 1 日規則第 26 号)

改正 平成 25 年 4 月 1 日規則第一号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高知市ほたる条例(昭和 61 年条例第 7 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

[高知市ほたる条例(昭和 61 年条例第 7 号。以下「条例」という。)]

(保護対策)

第 2 条 市長は、条例の目的を達成するため、市内の適当な場所に保護看板を設置するとともに、市民に対し、随時市広報紙等によりほたるの保護を訴える等必要な措置をとるものとする。

[条例]

(保護区域に係る告示)

第 3 条 条例第 5 条第 3 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定する保護区域(以下「保護区域」という。)の範囲
- (2) 指定の効力が生じる日

2 条例第 5 条第 4 項において準用する同条第 3 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定を変更し、又は解除する保護区域の範囲
- (2) 指定の変更又は解除の効力が生じる日

(許可の申請等)

第 4 条 条例第 9 条第 1 号の許可を受けようとする者は、高知市ほたる捕獲等許可申請書(様式第 1 号)により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があつたときは、その内容を審査し、許可の可否を決定し、適当と認めるときは高知市ほたる捕獲等許可証(様式第 2 号。以下「許可証」という。)及び腕章(以下「許可証等」という。)を当該申請をした者に交付し、適当でないと認めるときは高知市ほたる捕獲等許可申請却下通知書(様式第 3 号)により当該申請をした者に通知するものとする。

3 市長は、第 1 項の許可の決定しようとするときは、専門的知識を有する者等から意見を聴くことができる。

4 市長は、第 2 項の許可の決定に際し、必要な条件を付することができる。

5 第 2 項の規定により許可を受けた者(以下「捕獲等許可者」という。)は、当該許可を受けた捕獲等を行う際には同項の規定により交付を受けた許可証を携帯し、腕章を見えやすい位置に着用するものとし、市長から当該許可証の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

(許可事項の変更申請等)

第 5 条 捕獲等許可者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ高知市ほたる捕獲等変更許可申請書(様式第 4 号)により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があつたときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、適当と認めるときは高知市ほたる捕獲等変更許可証(様式第5号)を当該申請をした者に交付し、適当でないとしたときはその旨を当該申請した者に通知するものとする。

3 前条第3項から第5項までの規定は、変更許可の申請について準用する。

(許可証等の再交付)

第6条 捕獲等許可者(前条第2項の規定により変更の許可を受けた者を含む。以下同じ。)は、許可証等を亡失し、又は毀損したときは、高知市ほたる捕獲等許可証等再交付申請書(様式第6号)により市長に申請し、許可証等の再交付を受けなければならない。この場合において、許可証等を毀損したときにあつては、当該毀損した許可証等を添付しなければならない。

(許可証等の返納)

第7条 捕獲等許可者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、許可証等(第3号の場合にあつては、発見した許可証等)を市長に返納しなければならない。

(1) 次条の規定により許可が取り消されたとき。

(2) 許可の有効期間が満了したとき。

(3) 第6条の規定により許可証の再交付を受けた後において亡失した許可証を発見したとき。

(許可の取消し)

第8条 市長は、捕獲等許可者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消すことができる。

(1) 条例第13条各号のいずれかに該当すると認められるとき。

(2) 偽り不正の手段により許可を受けたとき。

(3) 許可条件に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(指導及び勧告)

第9条 条例第10条の規定による指導は口頭により、同条の規定による勧告は勧告書(様式第7号)により行うものとする。

(措置命令)

第10条 条例第11条の規定による措置命令は、命令書(様式第8号)により行うものとする。

(身分証明書)

第11条 条例第10条及び第11条の規定による指導及び勧告又は命令を行う職員は、身分証明書(様式第9号)を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年4月1日規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の次に9条を加える改正規定(第10条及び第11条(命令に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)は、平成25年7月1日から施行する。